

山下家の六地藏

町指定文化財（指定日：昭和六十三年八月二十五日）

大崎町教育委員会

碑文（六面地藏背面）

読み下し文

一 天地位矣萬物育矣物各有始有終乎人豈有無死生乎雖然人生則開笑顏矣人死則顰眉目矣是人之所有常也迷者覺者皆是一也于茲護妙念大姉者法印常政之息女也而

二

高隈住士嫁於小野田仲右衛尉實盈而春秋六年也今年宝曆丙子十月朔日爲産行年二十二歳而死矣也嗚乎哀哉時歎命歎慈母之愁歎將至絶魂其詞曰妙念無遺跡後世可

三

莫祭祀因爲異大墓石而令疑疑人視則有時而可得洒掃花燭也且私財有餘無納之地乎強而非潰公物皆曰愈也慈父感然曰不然左右皆父祖塔也豈增祖塔只常之墓右而建立六

四

地藏尊則非妙念爲菩提而已五有以益一守護祖廟二燈掃自然成而輝廟所三每有喪者不（・）假六道造営四（●）者道先祖五傳美名後代者也豈勝白千僧供養哉也且護一婦人其長也

五

風表不輕隣郷行跡不慙男子敬老年賑少年可謂天資人之所知也又曰一室群居而不聞姦邪之声者乎是吏者先人而後身矣非吏先身而後人矣也利人有如是也故輝祖廟因

六

私財則靈魂遂本願而竟歸佛果有何疑哉也

因而以父母之命嗣子政文記之

政

寶曆丙子霜月吉日

石工

政文

政●

天地位（くらい）し萬物育（ばんぶついく）す。物、各（おのおの）始まり有り、終り有るなり。人に豈（あ）に死生（しせい）無き有らんや。然（しか）りと雖（いえど）も、人生（う）まるれば則（すなわ）ち笑顏（しょうがん）を開き、人死すれば則ち眉目（びもく）を顰（ひそ）む。是れ人の常に有る所なり。迷ふ者も覺（さと）る者も皆な是れ一（いつ）なり。

茲（ここ）に護（ご）する妙（みょう）念（ねん）大姉（だ いし）は法印、常政の息女にして富（たか）隈（くま）住（じゅう）の士・小野田仲右衛尉、實盈に嫁（か）して春秋（しゅんじゅう）六年。今年、宝曆丙子（ほうれきへいし）十月朔（つひ）日（たち）、産を爲（な）すに、行年（ぎょうねん）二十二歳にして死せり。嗚乎（ああ）、哀（かな）しき哉（かな）。時か命か、慈母の愁歎（しゅうたん）、將（まさ）に魂を絶つに至らんとす。

其の詞（ことば）に曰（いは）く、妙念は跡を遺すこと無ければ、後世（こうせい）祭祀（さいし）すること莫（な）かる可（べ）し。焉（こ）れに因（よ）り墓石を異（い）大（だい）にして疑疑たらしめん。人視（み）れば則ち時有りて洒掃（しゃそう）、花燭（かしょく）を得（う）可（べ）きなり。且（か）つは私財（しさい）、餘（よ）有（あ）り之（こ）れを納（い）るる地（ち）無（な）からんや。強（し）ひて公物（こうぶつ）を潰（つい）えしむるに非（あら）ずと。皆な曰く、愈（しか）りと。

慈父、感（せき）然（ぜん）として曰く、然（しか）らず。左右（さゆう）は皆な父祖の塔なり。豈（あ）に祖塔（そとう）を増さんや。只常の墓（ぼ）右（ゆう）に六地藏（ろくじぞう）尊（そん）を建立（こんりゅう）すれば則ち、妙念の菩提（ぼだい）の爲（ため）而（の）已（み）には非（あら）ず。五の以て益する有り。一は祖廟を守護す。二は燈掃（とうそう）、自然（しぜん）に成りて廟所（びょうじよ）を輝かす。三は喪者（そうしゃ）の有る毎（ごと）に六道（ろくどう）に假（か）りて造営せず。四は●者、先祖を道（みち）びく。五は美名（びめい）を後代（こうだい）に傳（つた）ふる者なり。豈（あ）に千僧（せんそう）の供養を白（い）ふに勝（まさ）らんや。且つ、護せんとする一婦人、其れ長（ちよう）ずるや風表（ふうひょう）は隣（りん）郷（きよう）に軽からず、行跡（こうせき）は男子に慙（は）じず。老年を敬い、少年を賑（にぎ）はす。天資は人の知る所と謂（い）ふ可きなり。又曰く、一室に群居（ぐんきよ）して姦（かん）邪（じゃ）の声を聞かざる者ならん乎（か）。是れ吏（こと）は人を先にして身（み）ずか（ら）を後にするなり。身を先にして人を後にするを吏とするに非ざるなり。人を利するは是の如きもの有り。故に祖（そ）廟（びよう）を輝かし、私財に因れば則ち、靈魂（れいこん）は本願（ほんがん）を遂（と）げて、竟（つい）に佛果（ぶつが）に帰（き）するは何ぞ疑（うたが）ひ有（あ）らんやと。

因つて、父母の命（めい）を以て嗣子（しし）・政文之（こ）れを記す。

寶曆（ほうれき）丙子（へいし）霜月（しもつき）吉日（きちじつ）

石工

政文

政●

口語訳文

中国の書『中庸』に「天地位（くらい）し萬物育（ばんぶついく）す」とある。（そもそも）物には、各（おのおの）始まりと終りがあるものである。従つて、人間にも死や生がないことがあるのか。だが、そうは言つても、子供が生（う）まれれば笑つて喜び、人が死んだら眉目（びもく）を顰（ひそ）めて悲しむのである。これは人間の変わらぬ情であり、（道理に）迷う者でも覺（さと）る者でも皆な一緒である。

茲（ここ）に（仏さまがその靈魂を）お護りくださる妙（みょう）念（ねん）大姉（だ いし）は法印（はふいん）（山下）常政の娘であるが、富（たか）隈（くま）郷（きよう）に住む武士・小野田仲右衛尉實盈に嫁（か）して六年、今年（ことし）の宝曆丙子（ほうれきへいし）の年（1756年）十月朔（つひ）日（たち）に出産をした際、二十二歳で死亡したのである。ああ、なんと哀（かな）しいことよ。（妙念の死は）巡り合わせの時だったのだろうか、運命であつたのだろうか。慈母の悲しみ嘆くさまは、まるで命が絶えんばかりであつた。

その母が言うには、『妙念は跡継ぎを遺すことが無かつたので、後の世に（妙念のために）お祀りするものもないに違いありません。ゆえに墓石を通常のものよりも大きくして、人が怪しむようなお墓にしようと思ひます。人がお墓を見れば時には水をまき掃き清めたり、花や燈明を上げてくれるでしょう。そもそも家には財産にも多少の余裕が有（あ）りますし、妙念のお墓を納（い）れる土地が無（な）いことがありましようか。強（し）いて公共の物を潰（つい）えさせせるものではありません』と。皆な言うには、『そのとおりだ』と。

（しかし）妙念の父は、憂えながら言うには、『そうではない。周囲は皆な父祖の墓塔である。どうして（これ以上）祖先の墓塔を増すことがあるのか。通常の墓のそばに六地藏（ろくじぞう）尊（そん）を建立（こんりゅう）すれば、妙念の菩提（ぼだい）を弔（たづ）ねる爲（ため）ばかりではなく、五つの利益（りやく）が有るのだ。一つには祖先の廟所（びょうじよ）（墓所）を守護すること。二つには燈明を上げたり清掃したりすることが、自然（しぜん）に行われて廟所を立派に保つことが出来る。三つには葬式が有る度に、六道（ろくどう）の教えに基づき御靈屋（みたまや）を造営しないでもよい。四は●者は先祖を導（みち）びく。五つには立派な名譽を後代（こうだい）に傳（つた）えることが出来る。どうしてあまたの僧侶たちが供養を施すことに勝（まさ）らないことがあるのか。その上、（仏の）ご加護を受ける一婦人は、成長するに従い、すぐれた評判は隣（りん）郷（きよう）においても軽いことはなく、日ごろの行いは男子にも慙（は）じず立派であつた。老人を敬い少年に施しを行い、生まれつきの美しい資質は皆知つているところであつた』と。さらに言うには、『一部屋に人々が群れ集う中でも（妙念の）悪い評判を聞くことはなかつた。』

このことは（妙念が）人を先にして自身を後にした結果であり、自身を先にして人を後にした結果ではない。人に利益を与えるということはこのようなものである。かかるゆえに六地藏は祖（そ）廟（びよう）を輝かすものであり、また私財に因り建立するのであるから、妙念の靈魂（れいこん）は地藏菩薩に救われ、竟（つい）には成仏することは何の疑（うたが）ひが有らうか』と。

以上のことによつて、父母の指示に従い、後継ぎである政文が之（こ）れを記録するものである。

※●部分は、摩耗してるため解説不可